

# 今月のお知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

## さわやかサロン

日時：5月11日(木) 13時30分～  
内容：**みんなで手わやく**  
紙で平面ルービックキューブを作ります。  
作って、遊んで脳の活性化を！

## ペン習字(いきいき)教室

日時：5月15日(月) 13時30分～  
内容：**「絵手紙」「実用的な書」**など  
準備：筆ペン  
～いつでも、どこでも、  
誰でも、楽しめること。～



## みんなの楽級

日時：5月26日(金) 19時00分～  
内容：**人権学習会(映画上映会)**  
映画をとおして人権について考えます。  
皆さまのご参加お待ちしております。

## ゆとり教室

日時：6月3日(土) 11時00分～  
場所：**上米積 老人憩いの家**  
法話：阪本 仁さん  
「一緒に生命の大切さを考えましょう」

## 手話教室

6月頃より開催予定です (日程調整中)

事業は、感染症対策を充分行ったうえで開催いたします。

## 異動のごあいさつ

4月の人事異動により、さわやか人権文化センターにて勤務しています。仕事では、地域とのつながりや人権啓発事業を大切にしていきたいと思っております。  
よろしく申し上げます。

上口 俊一

## さわやか人権文化センター 2023年度職員体制

所長 上口 俊一 **よろしく申し上げます**  
人権教育推進員兼指導員 前田 英敏  
指導員 田村 和歌子



## 困りごとはありませんか？ 人権が侵害されていませんか？

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市役所人権政策課  
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇しましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

電話 22-8130  
電話/fax 28-2017

さわやか人権文化センターだより



2023年5月1日発行 No.343  
【発行所】さわやか人権文化センター  
【所在地】〒682-0602  
倉吉市上米積 1074-1  
【電話兼ファックス】0858-28-2017  
【メールアドレス】sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

# 楽しく学ぶ「みんなの楽級」が始まりました！



## 4月の「みんなの楽級」

4月16日(日) 開級式を兼ねて、「みんなの楽級」1回目の料理教室「簡単パンづくり」を開催しました。

本格的に作るパンは、生地を作るのにこねたり、発酵させたりと手間と時間がかかり、なかなか手軽に作れるものではありません。今回の教室で習ったホットケーキミックス粉で作る方法では、家にある材料で、手軽に短時間で作れます。そして、美味しいです。

高齢になってくると、食事が思うように食べられず低栄養となり、健康に良くない状況に陥りがちです。「簡単パン」は、野菜やチーズ、きな粉などをのせたり、バナナなどを混ぜ込んだりすることにより、栄養をアップさせたパンが作れることを学びました。

完成したパンを試食しながら参加者の皆さんで、今年度「みんなの楽級」で取り組んでみたいことを話し合いました。

「レザーを使った作品」「餅のカバン」「大事なものが入れられる小物入れ」などの作品づくり、コロナ禍の中でできなかった視察研修をしたいなど、様々な意見をいただきました。

## 今年度の「みんなの楽級」は…

作品づくりや人権学習をとおし、地域のつながりを大切にしながら交流を深める事業を月に1回のペースで開催していく予定です。  
沢山の皆さまのご参加をお待ちしています。





# さわやか人権文化センター 主な事業予定

今年度はこのような事業も  
予定しています！

## さわやかサロン

毎月1回

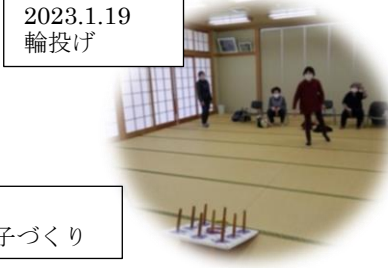
生きがいづくりと閉じこもり防止を目的として開催します。おしゃべりを楽しみながら作品づくりをしたり、簡単な体操で体を動かし、健康で助け合いながら暮らしていけるまちづくりを目指しています。



2022.10.13  
つるし飾りづくり



2023.4.6  
ごきぶり団子づくり



2023.1.19  
輪投げ

## ペン習字教室

毎月第3月曜日

絵手紙や日常に役立つ「書」を学びます。楽しみながら作品づくりに取り組むことで、表現し、互いに思いを伝えることを喜び合い、学びます。



## 手話教室

年6回（6月より開催予定）

日常生活で使う手話を学びます。楽しく学びながら、聴覚障がいのある方への理解を深め、手話でのコミュニケーションを習得します。



## ゆとり教室

年4回

法話を聴き、心穏やかにして人権について考えます。

今年度1回目のゆとり教室は、  
6月3日（土）に開催予定です。



# みんなでヤングケアラーを支える社会をめざして



数年前よりヤングケアラーの存在が明らかになり、社会的な関心や公的な施策、NPO等の民間の支援活動が行われています。反面、「ヤングケアラー」という言葉自体も聞いた経験がない人が27.2%もいることが、ある保険会社が昨年9～10月に行った調査でわかりました。「聞いたことはあるが意味が分かっていない」は15.9%で、周知が進まない状況といえます。

年代別に見ると、「聞いたことがない」と答えた人の割合が最も低かったのは60代の22.6%。最も高かったのは20代の31.8%で、若い世代ほど周知度が低いことがわかりました。

### 1学級につき1～2人のヤングケアラーが存在

厚生労働省の調査（2020年12月～21年1月）では、「世話をしている家族がいる」とした公立中学生が5.7%（約17人に1人）、公立全日制高校生が4.1%（約24人に1人）いました。定時制、通信制高校の生徒を対象の調査では、「世話をしている」とした生徒の割合が、全日制の2倍に上り、深刻な状況が浮かび上がっています。

### 厳しい状況のヤングケアラー

子どもが家事や家族の世話をすることは、ごく普通のことだと思われるかもしれませんが、でも、ヤングケアラーは、本当なら享受できはずの勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間…これらの「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。学業や進路への影響だけでなく、同世代からの孤立を招くと指摘されています。

時間的、精神的に大きな負担を強いられて、『つらい』と感じながらも、それが当然の生活として受け止めている子どもがいます。世話をしている中・高生の6割超が誰にも相談していません。

### ヤングケアラーとは

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている、18歳未満の子ども

（一般社団法人 日本ケアラー連盟）



### 「こども基本法」の目標

すべての子どもが…

- ・ひとりの人として大切にされ、人権を守られ、差別を受けない。
- ・愛されながら、きちんと育てられ、幸せになる権利を守られる。
- ・教育を受ける機会を平等に与えられる。
- ・自分に直接かわるすべてのことについて、意見を言う機会が与えられる。
- ・意見を大事にされ、子どもにとって何が一番良いかが大切にされる。

### 「こども基本法」が施行

今年4月から「こども基本法」が施行されています。この法律は、すべての子どもがひとりの人として大切にされ、人権を守るようにすることなどを目標としています。そのためには、日本社会で13.5%とされる相対的貧困状態にある子ども（2018年度）やヤングケアラーなどのように、健全な育成が阻害される状況をなくしていかなければなりません。



そして、こども基本法には、すべての子どもに意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が保障され、子どもの最善の利益が優先して考慮されるように定められています。